

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
2月27日
(火曜日)

目次

- 告示
救急病院の認定(医療政策課).....
- 保安林指定施業要件の変更(萩市)(森林整備課).....一
- 下関都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....二
- 河川区域の変更による廃川敷地等(河川課).....三
- 公告
平成二十九年度随時実施三級技能検定試験の実施(労働政策課).....三
- 公共測量の実施の終了(監理課).....五
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....五
- 公安委告示
警備員等の検定の実施.....五



山口県告示第五十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成三十年二月二十七日

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
岩国市立錦中央病院	岩国市錦町広瀬一〇七二の一	山口県知事	村岡 嗣政	平成三三、三、一九	〃
岩国市立美和病院	美和町洪前一七七六	〃	〃	〃	〃

山口県告示第五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成三十年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定をする件(平成三年農林水産省告示第九十九号(二)に係るものに限る。)、保安林の指定をする件(平成五年農林水産省告示第二百二十八号(二)に係るものに限る。)、及び保安林の指定をする件(平成七年農林水産省告示第二百四十五号(二)に係るものに限る。)(一)に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
萩市大字佐々並字堤ノ下四五〇の一、四五二の三、四五五、四五七から四六〇まで、四六一の一、字八丁埕九一八の四、九一八の八、九一八の一〇、九一八の一二、大字明木字矢代西ケ輪二二一九
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。〕

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

萩市大字佐々並字西落合一一七の五(次の図に示す部分に限る。)、字黒ヶ谷一六四九の一、四〇六八・四〇六九の一・四〇七〇の二・四〇七〇の九(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、字東板橋三三二四の一、三見字井出ヶ迫一一五二の一、一一五三の一、一一五四の一、一一五五、一一五六の一、一一五七の一、一一五七の二(国有林。次の図に示す部分に限る。)、一一五八、字向山一一六〇の一、大字須佐字平野一二八四の一、一二八四の二、一二八四の四、一二八六、字引明一二八六の一、一二八六の二、七八二一から七八二三まで、七八二六の一、七八二六の二、七八二七の一、七八二七の二、七八二八、七八三二、七八三四、七八三五、字打道一二八八の一、字大平一四二七の一、字手水川一八六〇の七、一八六〇の八、字持ヶ峠七八一三、七八一四、七八一六から七八一八まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字佐々並字黒ヶ谷一六四九の一・四〇六八・四〇六九の一・四〇七〇の二・四〇七〇の九・大字須佐字平野一二八四の二・字引明七八二二・字手水川一八六〇の八(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。〕

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

萩市大字佐々並字堤ノ下四五〇の一、四五五、四五七から四六〇まで、四六一の一、字八丁埕九一八の四

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字佐々並字堤ノ下四五〇の一、四五五、四五七から四六〇まで、四六一の一、字八丁埕九一八の四(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画道路事業三・五・三十二竹崎園田線

三 事業施行期間

平成二十三年十月二十八日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

下関市竹崎町一丁目、豊前田町二丁目、細江町一丁目及び豊前田町一丁目

山口県告示第五十六号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 河川の名称

厚東川水系善和川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成三十年二月二十七日

三 廃川敷地等の位置

宇部市大字善和字上中屋敷五四四番四地先

五四四番四と同字五四六番二の間に存する水路地先

五四六番二地先

五四六番二と同字五四七番二の間に存する水路地先

五四七番二地先

五五九番五に沿接する水路に沿接する道路地先

五六〇番地先

五六〇番と同大字字下中屋敷五六一番の間に存する道路

地先

字下中屋敷五六一番地先

五六一番と同字五四七番二の間に存する水路地先

五七一番二地先

字中屋敷三三二番六に沿接する道路地先

三三二番六地先

三三二番六と同大字字下瀬戸原二七三番七の間に存する

道路及び水路地先

字下瀬戸原二七三番七地先

二七三番六地先

四 廃川敷地等の種類及び数量



土地 二五一九・〇六平方メートル

(三二) 平成二十九年随時実施三級技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、平成三十年三月一日以降の平成二十九年随時実施三級技能検定試験を次のとおり実施します。

平成三十年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

職種	試験科目
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造 非鉄金属鑄物鑄造
機械加工	普通旋盤 フライス盤
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
めっき	電気めっき
機械検査	機械検査
ダイカスト	ホットチャンネルダイカスト
電子機器組立て	電子機器組立て

電気機器組立て	婦人子供服製造	印 刷	プラスチック成形	パ ン 製 造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	水産練り製品製造	建 築 大 工	と び	左 官	配 管	型 枠 施 工	鉄 筋 施 工	コンクリート圧送施工	防 水 施 工	内 装 仕 上 げ 施 工	熱 絶 縁 施 工	サ ッ シ 施 工	塗 装
配電盤・制御盤組立て	婦人子供既製服縫製	オフセット印刷	圧縮成形 射出成形 ブロー成形	パン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	かまぼこ製品製造	大工工事	とび	左官	建築配管 プラント配管	型枠工事	鉄筋組立て	コンクリート圧送工事	シーリング防水工事	ボード仕上げ工事	保温保冷工事	ビル用サッシ施工	建築塗装 金属塗装 噴霧塗装

工 業 包 装 工業包装

<p>(二) 試験の方法</p> <p>(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。</p> <p>二 試験の期日</p> <p>山口県職業能力開発協会が指定する日</p> <p>三 試験の場所</p> <p>山口県職業能力開発協会が指定する場所</p> <p>四 受検資格</p> <p>受検しようとする職種に係る基礎級技能検定に合格した者であること。</p> <p>五 受検申請書の受付</p> <p>随時受け付ける。</p> <p>六 受検申請書の提出先</p> <p>山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階（郵便番号七五三〇〇五二）</p> <p>山口県職業能力開発協会</p> <p>七 提出書類</p> <p>受検申請書及び基礎級技能検定の合格証書の写し</p> <p>八 受検手数料</p> <p>受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。</p> <p>(一) 学科試験にあつては、三千百円</p> <p>(二) 実技試験にあつては、次の1の表及び2の表の上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額</p> <p>1 受検者が在校生である場合</p>	<p>職 種</p> <p>機械検査 婦人子供服製造</p> <p>六千円</p> <p>五千円</p> <p>手 数 料</p>
--	---

2 受検者が在校生でない場合

職 種	手 数 料
機械検査 婦人子供服製造	一万四千九百円
鑄造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 めっき ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 印刷 プラスチック成形 パン製造 ハム・ソーセージ・ ベーコン製造 水産練り製品製造 建築大工 とび 左官 配管 型枠施工 鉄 筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サツ シ施工 塗装 工業包装	二万七千九百円

九 問題の通知

実技試験の問題は、山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者宛て通知する。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日に通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「随時実施三級技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

(三) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十年二月二十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

三 玖珂郡和木町和木
作業の期間

平成二十九年八月三十一日から三十年一月三十一日まで

(三三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成三十年二月二十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字末武上字兼光

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区奉還町三丁目一六番一一号
合同会社豊絆



山口県公安委員会告示第三号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成三十年二月二十七日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員
雑踏警備業務 一級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 平成三十年六月一日（金曜日）の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成三十年六月二十二日(金曜日)
場所 山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

- (一) 雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
- (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成三十年四月十六日(月曜日) から同月二十日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面
- 3 三の(一)に該当する者にあつては、雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書
- 4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万三千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

- (一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
- (二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員

雑踏警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 平成三十年六月一日(金曜日)の午前十時から正午まで
場所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成三十年六月二十八日(木曜日)
場所 山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成三十年四月十六日(月曜日) から同月二十日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。

平成三十年二月二十七日印刷
平成三十年二月二十七日印刷

發行人所

山口県知事